

令和 3 年度

健全化判断比率等審査意見書

輪 島 市 監 査 委 員

発 監 査 第 72 号
令和 4 年 8 月 31 日

輪島市長 坂口 茂 様

輪島市監査委員 高 森 宝 一

輪島市監査委員 森 正 樹

健全化判断比率等に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおりその意見書を提出します。

目 次

財政健全化判断比率審査意見

1. 審査の対象	1
2. 審査の期間	1
3. 審査の主眼と方法	1
4. 審査の概要	1
5. 審査の結果及び意見	2

資金不足比率審査意見

1. 審査の対象	3
2. 審査の期間	3
3. 審査の主眼と方法	3
4. 審査の概要	3
5. 審査の結果及び意見	3

令和3年度健全化判断比率審査意見書

1. 審査の対象

- 健全化判断比率
- ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率

2. 審査の期間

令和4年8月1日から令和4年8月9日まで

3. 審査の主眼と方法

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係職員から説明を聴取しながら慎重に審査した。

4. 審査の概要

令和3年度決算における健全化判断比率の状況は次のとおりである。

(健全化判断比率)

(単位：%)

項目	令和3年度	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	—	13.04
② 連結実質赤字比率	—	—	—	18.04
③ 実質公債費比率	12.0	10.8	10.4	25.0
④ 将来負担比率	74.3	84.7	87.9	350.0

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額が生じていない場合は、「—」で表示。

① 実質赤字比率

実質赤字額が生じていないため、「— (数値なし)」となっている。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字額が生じていないため、「— (数値なし)」となっている。

③ 実質公債費比率

当年度の比率は12.0%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。前年度と比較すると1.2ポイント上昇している。

④ 将来負担比率

当年度の比率は74.3%で、早期健全化基準の350.0%を下回っている。前年度と比較すると10.4ポイント減少している。

5. 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率については、早期健全化の対象となる基準を下回っていることから、良好な状態であると認められる。

- ① 実質赤字比率については、普通会計（一般会計及び土地取得事業特別会計）で黒字となっており、実質赤字額が生じておらず特記すべき事項は認められない。
- ② 連結実質赤字比率については、普通会計及び企業会計を含めた公営事業会計（上記以外の特別会計）で黒字となっており、連結実質赤字額が生じておらず特記すべき事項は認められない。
- ③ 実質公債費比率については、地方債の元金の返済額と利子の支払額の合計を標準財政規模で割ったものであり、令和元年度 10.4%、令和2年度 10.8%、令和3年度は 12.0%であり、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。
- ④ 将来負担比率については、令和元年度 87.9%、令和2年度 84.7%、令和3年度 74.3%であり、早期健全化基準の 350.0%を大きく下回っている。

実質公債費比率及び将来負担比率ともに早期健全化基準の数値を下回っている。前年度と比べると実質公債費比率は 1.2%上昇しているが、これは本庁舎整備や防災行政無線整備等の償還が開始されたことによる上昇となっている。令和4年度からは、舳倉島航路貨客船建造事業・輪島中学校建設事業の償還が開始される中、施設の老朽化による大規模な改修・建設が今後見込まれることから、引き続き必要な措置を講じ、償還額の平準化を図る等、財政の健全化に努められたい。

将来負担比率については 10.4%減少している。これは、償還の早期開始等による地方債残高の減少・公営企業繰出見込額の減少による将来負担額の減少が要因となっている。

コロナ禍に加え、世界情勢の影響による物価等の上昇が財政に及ぼす影響が懸念される中、財政運営はますます厳しさを増すと思われるが、指数値の推移に着目され今後も健全な財政運営に努められたい。

令和3年度資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

資金不足比率

- ① 臨海土地造成事業特別会計
- ② 水道事業会計
- ③ 病院事業会計
- ④ 下水道事業会計

2. 審査の期間

令和4年8月1日から令和4年8月8日まで

3. 審査の主眼と方法

市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係職員から説明を聴取しながら慎重に審査した。

4. 審査の概要

令和3年度決算における資金不足比率の状況は次のとおりである。

(資金不足比率)

(単位：%)

会 計 の 名 称	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
臨海土地造成事業特別会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	
病院事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	

(注) 資金不足額がない場合は、「—」で表示。

臨海土地造成事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計及び下水道事業会計における令和3年度決算においては、資金不足額が生じていない。

5. 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。資金不足比率については、公営企業の経営健全化の対象となる基準を下回っていることから、良好な状態であると認められる。引き続き、経営の健全化確保に努められたい。